

諮問事件：

諮問番号：平成19年（情）諮問第2号

事件名：検査課業務の手引の不開示決定に関する件

諮問日：平成19年 3月22日

答申日：平成21年 9月10日

答申書

第1 審査会の結論

検査課業務の手引を不開示とした決定については、その処分が部分開示と変更された後もなお不開示とされている別表の2欄のうち、別表の3欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成19年1月9日付け190普第3号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものであった。

そして、本件審査請求が行われた後、処分庁は、原処分を変更し、後記第3の1(2)のとおり、検査課業務の手引の一部を開示する旨の決定（以下「変更処分」という。）を行った。

これを受け、審査請求人は、本件審査請求の趣旨を、原処分のうち変更処分後もなお不開示とされている部分の取消しを求めると変更している。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

請求した文書は、会計検査院の事務手続、すなわち同院が公費の使われ方について検査をし、決算検査報告にまとめるまでに、どのような判断基準に基づき、どういった手続を行うのかなど、基本的なあり方を記したものであり、日本国民としてまた納税者として、知る権利がある。

また、「支障を及ぼすおそれがある」ならば、該当する部分のみ不開示とすればよいのであって、文書全体を不開示とする必要はない。

(2) 意見書

ア 諮問庁は、検査の締切時期等が具体的に記録されている部分が開示され、明らかとなることにより、「検査逃れ」(検査対応)などの不当な行為が行われるおそれがあるとしている。

しかし、17年11月から施行された改正会計検査院法によると、会計検査院は、検査結果を随時、国会に報告するものであり、本来は、検査を一定の時期に行って一定の時期に報告するものではないはずである。にもかかわらず、検査課業務の手引に一定の検査の締切時期が書かれているとすれば、それ自体、すでに無効であり、たとえ開示されたとしても、「検査逃れ」の原因になるとは考えにくい。また仮に、現在も実態として会計検査院法改正前のあり方がほぼ踏襲されていて、多くの検査が一定の時期に集中して行われていたとしても、受検機関にとっては、例年の状況に照らせばおよそその検査手続の時期は容易に推測できる可能性が高いと言わざるを得ない。つまり、たとえ「検査逃れ」があったとしても、締切時期が開示されるか否かということとの因果関係は必ずしも認められない。よって、上記検査逃れ(検査対応)などの不当な行為が行われるおそれを理由として不開示とされた部分には、本来なら開示すべきところが全部、または相当部分含まれていると考えられる。

イ 諮問庁は、検査手法等が具体的に記録されている部分が開示され、明らかとなることにより、「指摘逃れ」などの不当な行為が行われるおそれがあるとしている。

しかし、検査は本来、個々の事実関係を積み上げた結果、問題点の指摘に至るものであると理解する。つまり、個々の案件によりそれぞれ事情が異なっているにもかかわらず、一般的な検査のあり方を示す手引書に記された一般的な手法などが、「指摘逃れ」につながるとは考えにくい。

ウ 会計検査院は、検査の結果、導き出された不適切な支出や制度上の問題点などすべてを決算検査報告に掲載しているわけではなく、そもそも掲載に至るまでの経過には不透明な部分が多い。すべて決算検査報告に掲載すべきであるかどうかは別として、検査結果で導き出された問題点や、是正させた点については、何らかの形で納税者である国民や国民の代表からなる国会に報告または開示されてしかるべきであ

る。その過程の大部分が開示とされるということは、検査そのものが適切に行われたかどうかを検証する道を閉ざすことにつながる。こうした状態にあることがむしろ、何らかの圧力などにより、検査に支障をきたすだけでなく、本来は掲載されるべき検査結果が闇に葬られる危険性もはらんでいると考えられる。

エ 諮問庁は、照会文書の発遣や決算検査報告の作成等に係る情報や取扱い等が具体的に記録されている部分が開示され、明らかとなることにより、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり、同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれがあるとしている。

しかし、検査は本来、個々の事実関係を積み上げた結果、指摘に至るものであると理解する。つまり、個々の案件によりそれぞれ事情が異なっているにもかかわらず、一般的な検査のあり方を示す手引書に記された一般的な検査の流れや手続が、「不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり、同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりする」ことにつながるとは考えにくい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 原処分

本件開示請求に対し処分庁である会計検査院事務総長は、対象文書として、本件開示請求時（18年12月）における検査課業務の手引を特定し、これについて、19年1月9日、次のような理由により不開示決定処分を行った。

すなわち、検査課業務の手引は、検査の計画及び実施から決算検査報告の取りまとめに至るまでの各段階での事務の取扱方針や処理手続、検査に当たっての具体的な観点及び検査手法等に関する情報が記録されており、会計検査院の検査活動は、その性質上、一定の密行性ないし秘密性が要請される場所、このような情報が開示された場合には、受検庁に対し、同院の内部における事務処理方針や具体的な検査の観点、検査手法等を告知する結果となり、現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるから、当該情報は、法第5条第6号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報に該当する。

そして、本件審査請求人は、上記の原処分の取消しを求め、19年1月18日付けで会計検査院長に対して本件審査請求を提起した。

(2) 変更処分及び審査請求内容の変更

諮問庁である会計検査院長は、原処分に対する審査請求について、19年3月22日付けで当審査会に諮問を行った後、同年6月28日付けで、別表の2欄に掲げる部分については、後記3(2)ア及びイのとおり、法第5条第6号(イ及び柱書き)に規定する不開示情報に該当すると認められるため不開示を維持すべきであるが、その他の部分については、法第5条各号に規定する不開示情報に該当するとは認められないため開示が妥当であると判断する意見書を当審査会に提出した。

処分庁である会計検査院事務総長は、当該意見書を受けて、19年7月12日付け190普第198号により原処分を変更し、検査課業務の手引の別表の2欄に掲げる部分を除くその他の部分を開示する旨の変更処分を行った。

そして、本件審査請求人は、原処分の変更を受けて、19年8月10日付けで本件審査請求の趣旨を変更処分後もなお不開示とされている部分の取消しを求めるものに変更している。

2 検査課業務の手引に記録されている情報の内容・性質等

(1) 会計検査院の検査業務(検査の目的、運営等)

ア 検査の目的等

会計検査院は、国の収入支出の決算の検査その他の権限を有する国家財政監督機関であり、「常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」ことを使命とし(会計検査院法(昭和22年法律第73号)第20条第2項)、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性等の多角的な観点から検査を実施している(同条第3項)。

そして、不適正、不適切な会計経理を発見したときは、単にこれを指摘するのみではなく、その原因を究明してその是正改善を促すという積極的な機能を果たしている。このため、会計検査院は、「検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる」こととされ(会計検査院法第34条)、また、「検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる」こととされている(会計検査院法第36条)。このほか、会計検査院は、「検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する」こととされている(会計

検査院法第21条)。決算の確認とは、決算の計数の正確性と、決算の内容をなす会計経理の妥当性を検査判定して、検査を了したことを表明することであり、内閣は、会計検査院が検査の結果により確認した決算をその決算検査報告とともに国会に提出することとされている(日本国憲法第90条第1項)。

イ 検査の運営

会計検査院の検査は、次のような手順により実施されている。

すなわち、毎年9月頃に行われる「会計検査の基本方針の策定」に基づく「検査計画の策定」から始まり、「検査の実施」(書面検査及び実地検査)、「検査結果の分析・検討」(申報書の作成、検査結果の中間報告、照会文書の発遣・回答文書の受領、検査報告事項案等の作成・提案、局検査報告委員会・検査報告調整委員会・総長審議及び検査官会議による各審議・議決等)を経て、「決算検査報告」の内閣送付(翌年11月上旬頃)まで、約1年のサイクルとなっている。

なお、決算検査報告に掲記された事項については、翌年以降その是正改善が終わるまでフォローアップが続けられている。

また、10年から、会計検査院は、国会からの要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができることとされ(国会からの検査要請事項に関する報告。会計検査院法第30条の3)、また、17年11月に、会計検査院法が一部改正され、同院は、同法第34条又は同法第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要があると認める事項について、各年度の決算検査報告の内閣送付を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることとされている(随時報告。会計検査院法第30条の2)。

(2) 検査課業務の手引に記録されている情報の内容

会計検査院検査局課は、上記(1)イの手順により検査業務を行っているところであるが、当該検査及びそれに関連する業務(事務)に係る具体的な事務の取扱方針、処理手続、検査の観点、検査方法等に関しては、「検査事務規程」(昭和35年会計検査院事務総局規程第2号)、「検査計画事務処理要領」(平成18年6月16日会計検査院事務総長)、「書面検査実施要領」(平成13年4月2日会計検査院事務総長)、「申報書作成要領」(昭和63年4月1日会計検査院事務総長)、「検査報告等に関する事務処理要領」(昭和53年9月29日会計検査院事務総長)等の内部規程のほか、各種決定事項、通達等により定められている。

検査課業務の手引は、検査局課における検査業務の円滑な遂行に資することを目的とし、検査及びそれに関連する業務（事務）の具体的な指針等となる各種決定事項、通達等の内容及びその取扱いについて、事務総長官房総務課でこれらを取りまとめ編集した加除式の文書であり、検査局課の課長、総括副長、文書係、課用等に配布されており、検査局課の調査官、事務官等は、必要に応じ課用等の検査課業務の手引を利用することとしている。そして、検査課業務の手引は、ほぼ毎年、内容の見直しが行われ、その更新が図られている。一方、前記の「検査事務規程」等の内部規程については、事務総長官房法規課が「会計検査院法規集」として編集して院内に配布している。

検査課業務の手引に記録されている内容の構成は、次のとおりである。

内 容	頁
目次	1 頁 ~ 8 頁
第 1 検査の計画、実施及び検査後の処理	1 - 1 頁 ~ 1 - 9 2 頁
第 2 意見表示と処置要求	2 - 1 頁 ~ 2 - 1 9 頁
第 3 検査報告	3 - 1 頁 ~ 3 - 7 8 頁
第 4 渉外・広報	4 - 1 頁 ~ 4 - 4 4 頁
第 5 文書事務	5 - 1 頁 ~ 5 - 2 4 頁
第 6 様式等	6 - 1 頁 ~ 6 - 2 1 頁
(参考) 諸調書等、主な対総務課提出文書	6 - 2 2 頁 ~ 6 - 2 5 頁

(注) 上記のほか、当該文書の表紙、各項目（第 1 ~ 第 6）の表紙がある。

(3) 検査課業務の手引に記録されている情報の性質

検査課業務の手引に記録されている情報は、具体的な事務の取扱方針、処理手続等であり、これらの中には、検査の締切時期、具体的な検査の観点、検査手法等という検査上の秘密に属する情報が含まれており、これらの記録については、会計検査院の現在又は将来の検査過程における各種の検査の厳正かつ効果的な実施の観点から公表になじまない性格のものである。

また、上記のような検査上の秘密に属する情報が記録されていることから、検査課業務の手引は、「会計検査院文書管理規程」（平成 13 年 3 月 28 日会計検査院長決定）及び「秘密文書等取扱要領」（平成 15 年 1 月 28 日会計検査院事務総長）により秘文書に指定され、各課の秘密文書管理簿にそれぞれ登載されている。

イ 法第5条第6号柱書き該当性

別表の1欄に掲げる番号、
21、
23、24、25及び26に対応する2欄に掲げる部分については、照会文書の発遣や決算検査報告の作成等に係る情報や取扱い等が具体的に記録されているところ、このような情報が開示され、明らかとなることにより、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれがある。

したがって、この部分に記録された情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、これを「公にすることにより」、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第5条第6号柱書き）に該当するものである。

(3) 部分開示の適否

法第6条第1項の規定によると、「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」ときは、「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるとき」は別として、「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とされている。

しかし、前記(2)において、諮問庁が、法第5条第6号（イ及び柱書き）に該当する不開示情報であることを理由として、なお不開示とすべきと判断した部分は、いずれも第6号（イ及び柱書き）に規定する「おそれ」を基礎付ける「ひとまとまりの情報」が記録されている部分であり、これを細分化して部分開示すべき法的義務を負わないものである。

(4) 諮問庁の所見

以上のことから、検査課業務の手引の一部を不開示とした変更処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成19年	3月22日	諮問書の收受
同年	6月29日	諮問庁から意見書を收受
同年	8月20日	諮問庁から諮問内容の一部変更についての通知を收受
同年	8月28日	諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取、検査

		課業務の手引の見分及び審議
	同年 10月 18日	審査請求人から意見書を収受
	同年 10月 26日	審議
	同年 12月 25日	審議
平成 20年	3月 26日	審議
	同年 4月 30日	審議
	同年 5月 28日	審議
	同年 11月 28日	諮問庁から追加意見書を収受
	同年 12月 10日	諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
平成 21年	1月 20日	審議
	同年 2月 19日	諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
	同年 3月 18日	審議
	同年 7月 1日	審議
	同年 7月 29日	審議
	同年 9月 9日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、検査課業務の手引に対してなされたものである。処分庁は、これに該当する文書として、検査課業務の手引（平成18年8月総務課）を特定し、その全部を不開示とする旨の原処分を行った。そして、これに対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行った。

その後、処分庁は、諮問後に当審査会に提出された諮問庁の意見書を踏まえ、検査課業務の手引の一部を開示する旨の変更処分を行った。

これを受けて、審査請求人は、本件審査請求の趣旨を、変更処分後においてもなお不開示とされている部分の取消しを求めるものに変更しているため、以下、当該部分について、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書及び本件不開示部分について

諮問庁の説明によると、本件対象文書である検査課業務の手引は、検査局課における検査業務の円滑な遂行に資するため、検査及びその指針とされている各種決定事項、通達等を取りまとめ、各検査局課の業務の利用に供されている文書であるとされている。

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、本件対象文書は、「目次」、「第1 検査の計画、実施及び検査後の処理」、「第2 意見表示と処置要求」、「第3 検査報告」、「第4 渉外・広報」、「第5 文書事務」、「第6 様式等」(参考)諸調書等、主な対総務課提出文書により構成されており、変更処分後においてもなお不開示とされている部分は以下のとおりである。

「第1 検査の計画、実施及び検査後の処理」には、検査の基本方針の策定から検査計画の策定、検査の実施、検査結果の取りまとめ等に至るまでの会計検査院の検査業務の流れなどについて記載されている。このうち、別表の1欄に掲げる番号 から までに対応する2欄に掲げる部分は、変更処分後においてもなお不開示とされている。

「第2 意見表示と処置要求」には、会計検査院法第34条及び第36条に基づき、意見を表示し又は処置を要求する事項に関する事務の取扱方針、処理手続等が記載されている。このうち、別表の1欄に掲げる番号²⁰に対応する2欄に掲げる部分は、変更処分後においてもなお不開示とされている。

「第3 検査報告」には、「第2 意見表示と処置要求」以外の決算検査報告掲記事項に関する事務の取扱方針、処理手続等が記載されている。このうち、別表の1欄に掲げる番号²¹から²⁴までに対応する2欄に掲げる部分は、変更処分後においてもなお不開示とされている。

「第5 文書事務」、「第6 様式等」及び「(参考)諸調書等、主な対総務課提出文書」には、文書の発送等の事務手続、各種調書の様式等が記載されている。このうち、別表の1欄に掲げる番号²⁵から²⁷までに対応する2欄に掲げる部分は、変更処分後においてもなお不開示とされている。

3 会計検査院の検査業務等に関する情報について

一般に、会計検査院の検査業務に関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

(1) 検査業務の締切期日等に関する情報

会計検査院の検査は、前年10月頃の検査計画の策定から始まり、検査の実施、検査結果の分析・検討(申報書の作成、検査結果の中間報告、照会文書の発遣、回答文書の受領、検査報告事項案等の作成及び提案並びに同検査報告委員会、検査報告調整委員会、総長審議及び検査官会議の各審議等)の段階を経て、決算検査報告の内閣送付(11月上旬頃)までの、約1年の周期で行われている。また、17年には、会計検査院法の一部が改正され、会計検査院は、同法第34条又は同法第36条の

規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要があると認める事項について、各年度の決算検査報告の内閣送付を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることとされた。

しかし、この会計検査院法の一部改正の後も、ほとんどの案件に関する検査は上記の周期に沿って実施されており、上記それぞれの段階について、毎年、締切期日及び作成する資料が具体的に設定されている。

そして、受検庁にとっては、過去の決算検査報告の内閣送付の時期から、現年次の検査の周期をある程度推測できるとも考えられるものの、上記それぞれの段階における具体的な締切期日等を推測することは困難であると思われる。

これらのことから、上記それぞれの段階の具体的な締切期日等が公になった場合には、受検庁による関係資料の提出の遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等が容易に行われるなどの不適切な会計検査対応をとられるおそれがあるとの諮問庁の説明は十分理解できるものである。

(2) 具体的な検査手法等に関する情報

会計検査院では、検査の実施計画に関する情報、同院が選定した検査対象事項、検査の観点、検査手法、実地検査の結果、発見の端緒、検査継続予定の有無及びその概要等の具体的な検査活動内容に関する情報は、基本的に検査上の秘密に属する事項であって、公表しないこととされている。

この具体的な検査の観点及び検査手法等に関する情報は、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の具体的な検査の観点及び検査手法等が明らかになり又は推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(3) 検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報

会計検査院では、検査計画の議決、検査報告事項案の議決等の検査業務に係る審議について、その審議の内容や審議に出席する者に関して、詳細を公表していない。

一般に、会計検査院と受検庁及びその関係者は、検査を実施する者と検査を受ける者及びその関係者という立場で緊張関係にあり、検査の結果、指摘等を受けた場合には、受検庁及びその関係者にとって金銭の返還、弁償等の経済的負担につながることもあるほか、一定の社会的非難

を受けることも少なくない。そして、上記審議に出席する者に関する情報が公となった場合には、それらの者に対して、指摘等を免れようとする外部の者から不当な圧力・干渉等が加えられるなどして、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとの諮問庁の説明は十分理解できるものである。

(4) 業務の安全性に関する情報

会計検査院では、業務の安全性に関する取扱方針を定めている。この取扱方針が公となった場合には、会計検査院の業務の安全性が損なわれるなどして、同院の事務の遂行に支障を生ずるおそれが生ずると認められる。

以上のような事情を前提に、また、諮問庁の説明によると本件不開示部分は秘文書として厳正な管理が行われる必要があるとしているものの、秘文書として取り扱われていることが、直ちに法が定める不開示情報に該当するものではないため、当審査会において見分した検査課業務の手引の具体的内容を踏まえつつ、本件不開示部分の不開示情報該当性を別表の1欄に掲げる から²⁷までの番号ごとに検討することとする。

4 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、会計検査院の検査活動の基礎となる「会計検査の基本方針」と「検査計画策定及び検査実施の実務指針」についての取扱い、検査計画案の策定から検査官会議へ提案するまでの手順を図で示したものが記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれが生ずると説明している。

しかし、この部分に記録された情報は、「検査計画策定及び検査実施の実務指針」についての一般的な説明及び検査計画の策定に係る事務における審議の手順を明らかにした図に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示

することが妥当である。

(2) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、会計検査院の検査の業務日程、検査体制等に関する情報が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の 3 欄に掲げる部分に記録された情報は、一般的な検査実施の周期、検査体制等に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の 2 欄に掲げる部分のうち、3 欄に掲げる部分以外の残余部分には、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記 3 (1)及び(2)のとおり、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(3) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、検査の指定を行う場合に作成する書類の内容が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、この部分に記録された情報は、当該「検査の指定」を行う団体等の基本情報についての項目名に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

(4) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、国から補助金の交付や貸付金の貸付等を受けている者を「簡易指定第1号方式」により検査指定する場合に必要となる書類の様式が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、この部分に記録された情報は、当該「簡易指定第1号方式」を行おうとする対象についての公表されている情報等を記載させるための様式に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

(5) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、書面検査の実施に関する情報が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の3欄に掲げる部分に記録された情報は、書面検査についての一般的な説明、通常の手続きにおいて一般的に実施すべき事項、その方法等に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の 2 欄に掲げる部分のうち、3 欄に掲げる部分以外の残余部分には、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記 3 (1)及び(2)のとおり、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号イに規定する「検査」に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(6) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、「実地検査の計画及び実施上の留意事項」が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、この部分に記録された情報は、実地検査の実施に関する抽象的な留意事項等に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

(7) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、実地検査における特定の検査事項に関する具体的な情報が記録されている。そして、この情報には、具体的な実地検査の手法等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記 3 (2)のとおり、いわゆる検査対策を講ずること

を容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(8) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、複数の検査課に関連する検査事項の取扱い方法に関する情報が記録されている。そして、この情報には、具体的な検査手法等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(2)のとおり、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(9) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、検査活動の統一性・整合性の確保に関する情報が記録されている。そして、この情報には、具体的な検査手法等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(2)のとおり、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(10) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、申報書の作成に当たって留意すべき事項が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、この部分に記録された情報は、申報書の作成に当たって留意すべき一般的な事項に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

(11) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、申報書の作成に当たって留意すべき事項が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれが生ずると説明している。

しかし、この部分に記録された情報は、申報書の作成に当たって留意すべき一般的な事項に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第 5 条第 6 号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

(12) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、中間報告に関する情報や取扱い等が具体的に記録されている。そして、この情報には、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が含まれて

いる。

このため、このような情報が公になり、外部の者に知られることとなった場合には、前記3(3)のとおり、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより、」「当該事務」の性質上、当該事務」の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(13) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、具体的な検査事項の取扱方針が記録されている。そして、この情報には、具体的な検査手法等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(2)のとおり、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(14) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、照会文書の発遣先の取扱いに係る情報が具体的に記録されている。そして、この情報には検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、外部の者に知られることとなった場合には、前記3(3)のとおり、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより、」「当該事務」の性質上、当該事務」の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認めら

れることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(15) について

別表の1欄に掲げる番号に対応する2欄に掲げる部分には、決算検査報告事項案の調整委員会への送付締切時期等や調整委員会の運営方法が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の3欄に掲げる部分に記録された情報は、会議の一般的な運営方法に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記別表の2欄に掲げる部分のうち、別表の3欄に掲げる部分以外の残余部分には、検査業務の締切期日等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁又は外部の者に知られることとなった場合には、前記3(1)及び(3)のとおり、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」又は法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより、」「当該事務」「の性質上、当該事務」「の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められることから、法に規定す

る不開示情報に該当すると認められる。

(16) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、統計情報入力シートに記入する項目が列挙された表が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになり、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の 3 欄に掲げる部分に記録された情報は、決算検査報告等で既に公表されている一般的な項目等に過ぎず、仮に公にしたとしても、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の 2 欄に掲げる部分のうち、3 欄に掲げる部分以外の残余部分には、具体的な検査手法等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記 3 (2) のとおり、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(17) について

別表の 1 欄に掲げる番号 に対応する 2 欄に掲げる部分には、総長審議の運営方法が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになり、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の 3 欄に掲げる部分に記録された情報は、会議の一般的な運営方法に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになるものとは認められ

ない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の2欄に掲げる部分のうち、3欄に掲げる部分以外の残余部分には、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、外部の者に知られることとなった場合には、前記3(3)のとおり、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより、」「当該事務」の性質上、当該事務」の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(18) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、検査概要を作成する際の留意事項が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになり、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の3欄に掲げる部分に記録された情報は、検査概要を作成する際の一般的な留意事項に過ぎず、仮に公にしたとしても、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の2欄に掲げる部分のうち、3欄に掲げる部分以外の残余部分には、具体的な検査手法等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(2)のとおり、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にする

ことにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(19) について

別表の1欄に掲げる番号 に対応する2欄に掲げる部分には、特定の検査事項の施行状況についての取扱いが記録されている。そして、この情報には、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(1)及び(2)のとおり、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(20) について

別表の1欄に掲げる番号 は、「第2 意見表示と処置要求」に関する部分であり、意見表示と処置要求の制度に関する説明、法令の解説、過去の決算検査報告に掲記された事例等が記録されている。諮問庁は、この部分について、表題（目次に記録されているもの）を除き、すべて不開示としている。

諮問庁は、上記 に対応する2欄に掲げる部分に記録された情報が開示されることにより、具体的な検査手法等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになり、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の3欄に掲げる部分に記録された情報は、制度及び法令の一般的な説明や既に公表されている決算検査報告の事例等に過ぎず、仮に公にしたとしても、具体的な検査手法等に関する情報、

検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の2欄に掲げる部分のうち、3欄に掲げる部分以外の残余部分には、検査手法等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(2)のとおり、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(21) ²¹について

別表の1欄に掲げる番号²¹に対応する2欄に掲げる部分には、決算検査報告の部局等の名称の記述方法に関する留意事項が記録されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになり、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれが生ずると説明している。

しかし、この部分に記録された情報は、指摘事項に係る部局等の名称の記述方法に関する抽象的な留意事項に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

(22) ²²について

別表の1欄に掲げる番号²²に対応する2欄に掲げる部分には、「各批難態様の観点別分類」の表、当該表の内容についての説明及び分類する際の留意事項等が記録されている。会計検査院においては、決算検査報告事項案を、合規性、経済性、効率性、有効性の観点等に分類すること

としており、これらの観点は上記「各批難態様の観点別分類」の表において、さらに詳細な批難態様に分類されている。

諮問庁は、このような情報が開示されることにより、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになり、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の3欄に掲げる部分に記録された情報は、批難態様の項目の一例に過ぎず、仮に公にしたとしても、具体的な検査手法等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の2欄に掲げる部分のうち、3欄に掲げる部分以外の残余部分は、各批難態様の詳細な説明や留意点等であり、具体的な検査手法等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(2)のとおり、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(23) ²³ について

別表の1欄に掲げる番号²³は、「第3 検査報告」の「2 不当事項」、「3 処置済事項」、「4 特記事項」、「5 特定検査状況」及び「6 概況記述」に係る意義、取扱方針等が記録されている。

諮問庁は、上記²³の2欄に掲げる部分に記録された情報が開示されることにより、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになり、検査逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、指摘逃れなどの不当な行為が行われるおそれ、不当な圧力・干渉等が行われ、会計検査院の意思決定の中立性が損なわれたり同院の事務の遂行に支障を及ぼしたりするおそれが生ずると説明している。

しかし、このうち、別表の3欄に掲げる部分に記録された情報は、決

算検査報告に掲記される事項に関する制度の説明、記述する際の留意事項等に過ぎず、仮に公にしたとしても、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報、検査業務に係る審議及びその出席者等に関する情報が明らかになるものとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第6号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められないことから、開示することが妥当である。

ただし、上記の2欄に掲げる部分のうち、3欄に掲げる部分以外の残余部分には、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が記録されている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(1)及び(2)のとおり、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この残余部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(24) ²⁴について

別表の1欄に掲げる番号²⁴に対応する2欄に掲げる部分には、決算検査報告等に関する質疑応答事例が記録されている。そして、質疑応答事例には、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記3(1)及び(2)のとおり、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易

にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(25) ²⁵ について

別表の 1 欄に掲げる番号 ²⁵ に対応する 2 欄に掲げる部分には、計算証明書類の保管、閲覧等に関する情報が記録されている。そして、この情報には、業務の安全性に関する具体的な情報が含まれている。

このため、このような情報が公になった場合には、前記 3 (4) のとおり、会計検査院の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより、」「当該事務」「の性質上、当該事務」「の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(26) ²⁶ について

別表の 1 欄に掲げる番号 ²⁶ に対応する 2 欄に掲げる部分には、不審な郵便物等の取扱い方法が記録されている。そして、この情報には、業務の安全性に関する具体的な情報が含まれている。

このため、このような情報が公になった場合には、前記 3 (4) のとおり、会計検査院の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより、」「当該事務」「の性質上、当該事務」「の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(27) ²⁷ について

別表の 1 欄に掲げる番号 ²⁷ に対応する 2 欄に掲げる部分には、特定の検査事項が明らかとなる様式等が記録されている。そして、この情報には、検査業務の締切期日等に関する情報、具体的な検査手法等に関する情報が含まれている。

このため、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記 3 (1) 及び(2) のとおり、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、この部分に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、検査結果で導き出された問題点や、是正させた点については、何らかの形で納税者である国民や国民の代表からなる国会に報告または開示されてしかるべきであり、その過程の大部分が不開示とされるということは、検査そのものが適切に行われたかどうかを検証する道を閉ざすことにつながると主張している。そして、こうした状態にあることがむしろ、何らかの圧力などにより、検査に支障をきたすのみでなく、本来は掲載されるべき検査結果が闇に葬られる危険性もはらんでいると考えられるとも主張している。

これは、検査課業務の手引のうちなお不開示とされている部分を開示することが、本来は公表されるべき検査結果が隠ぺいされることを防ぐという公益に合致することから、法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示を行うべき場合に当たるとする趣旨の主張を含むものとも解される。

しかし、これらの部分を公にした場合、関係資料の提出遅延・拒否、関係書類の改ざん・隠ぺい等といった不適切な会計検査対応をとられるおそれ、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれが生ずるなど、会計検査院の検査の実施に軽視できない支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法第7条の規定を適用して検査課業務の手引のうちなお不開示とされている部分を開示することに、これらの不利益を上回る利益があると認めるに足る公益上の必要性が特にあるとは認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、検査課業務の手引につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、別表の3欄に記載した部分は開示することが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子

(別表)

1 番号	2 諮問庁が不開示妥当と判断した部分	3 左のうち開示することが妥当な部分
第1 検査の計画、実施及び検査後の処理		
	1 - 1 頁の下 10 行目から下 6 行目まで、1 - 2 頁の 15 行目から 1 - 3 頁まで	全部
	1 - 4 頁の 2 行目から 1 - 9 頁まで	1 - 4 頁の 2 行目から下 3 行目まで、同下 1 行目、1 - 6 頁の 12 行目から 19 行目まで、1 - 7 頁の 12 行目から 1 - 8 頁の 4 行目まで
	1 - 12 頁の下 6 行目の 8 文字目から下 4 行目の 32 文字目まで	全部
	1 - 20 頁の様式 (同頁の左 2 列の表題の記録を除く。)、1 - 21 頁の様式 (同頁の左 1 列の表題の記録を除く。)	全部
	1 - 25 頁の 3 行目から 1 - 30 頁まで (1 - 29 頁の 1 行目、1 - 30 頁の 6 行目の表題の冒頭の番号を除き、目次の記録を含む。)	1 - 25 頁の 3 行目から 9 行目まで 1 - 30 頁の 6 行目の 4 文字目から下 1 行目まで (目次の記録を含む。)
	1 - 37 頁の 7 行目から 1 - 38 頁の 2 行目まで	全部
	1 - 38 頁の 3 行目から下 1 行目まで (表題の冒頭の番号を除き、目次の記録を含む。)	なし
	1 - 39 頁の 3 行目から 1 - 41 頁まで	なし
	1 - 42 頁 (表題の冒頭の番号を除き、目次の記録を含む。)	なし
	1 - 43 頁の 11 行目から 17 行目まで (表題の冒頭の記号を除き、目次の記録を含む。)	全部
	1 - 46 頁の 3 行目から 9 行目まで、1 - 49 頁の下 9 行目から下 2 行目まで、1 - 50 頁の下 7 行目の 7 文字目から下 3 行目まで	全部

1 番号	2 諮問庁が不開示妥当と判断した部分	3 左のうち開示することが妥当な部分
	1 - 5 2 頁の 2 行目から下 1 行目まで	なし
	1 - 5 3 頁から 1 - 5 6 頁まで (表題の冒頭の番号を除き、目次の記録を含む。)	なし
	1 - 5 7 頁の 3 行目から 1 - 6 0 頁の 1 1 行目まで	なし
	1 - 7 1 頁の枠内の表、1 - 7 2 頁の 1 行目のうち、時期に係る記録、1 - 7 2 頁の 1 1 行目から 1 5 行目まで(表題の冒頭の記号を除く。)、1 - 7 3 頁の 9 行目から 1 - 7 4 頁の 1 3 行目まで	1 - 7 3 頁の 9 行目から 1 3 行目の 1 5 文字目まで、同 1 3 行目の 2 3 文字目から下 1 3 行目の 3 1 文字目まで、同 下 1 2 行目から下 7 行目の 7 文字目まで、同 下 7 行目の 1 0 文字目、同 1 1 文字目、同 下 7 行目の 1 6 文字目から下 6 行目の 7 文字目まで、同 下 6 行目の 1 3 文字目から 1 - 7 4 頁の 4 行目の 4 文字目まで、同 6 行目から 1 3 行目まで
	1 - 7 8 頁	表題、表 - 1、表 - 2、表 - 4、表 - 5、表 - 6 のすべて、表 - 3 の 1 行目まで
	1 - 7 9 頁の 2 行目から 1 - 8 0 頁の 7 行目まで	1 - 7 9 頁の 2 行目から下 9 行目まで、同 下 8 行目の 5 文字目から下 7 行目の 4 文字目まで、同 下 7 行目の 1 2 文字目から 2 4 文字目まで、同 下 6 行目の 5 文字目から下 3 行目の 2 3 文字目まで、同 下 2 行目の 6 文字目から下 1 行目の 1 7 文字目まで、同 下 1 行目の 2 2 文字目から 1 - 8 0 頁の 5 行目の 1 文字目まで、同 5 行目の 9 文字目から 6 行目の 1 2 文字目まで、同 6 行目の 1 7 文字目から 7 行目まで
	1 - 8 4 頁の下 7 行目から 1 - 8 5 頁の 1 行目まで	1 - 8 4 頁の下 7 行目から下 6 行目の 5 文字目まで、同 下 5 行目の 4 文字目から 1 - 8 5 頁の 1 行目まで
	1 - 9 1 頁の 8 行目から 1 3 行目まで (表題の冒頭の記号を除き、目次の記録を含む。)	なし

1 番号	2 諮問庁が不開示妥当と判断した部分	3 左のうち開示することが妥当な部分
第2 意見表示と処置要求		
	2 - 1 頁から 2 - 1 9 頁まで (以下の表題を除く。) 2 - 1 頁の 1 行目、同 2 行目、2 - 2 頁の 1 行目、同 2 行目、同 6 行目、同下 5 行目、2 - 3 頁の下 8 行目、2 - 1 1 頁の下 1 1 行目、2 - 1 4 頁の 1 行目、同 2 行目、同 8 行目、2 - 1 5 頁の 1 行目、同下 1 0 行目、同下 9 行目、2 - 1 6 頁の 4 行目、同下 1 1 行目、2 - 1 7 頁の 1 行目	2 - 1 頁の 3 行目から下 1 行目まで、2 - 2 頁の 3 行目から 5 行目まで、同 7 行目から下 6 行目まで、同下 4 行目から 2 - 3 頁の下 9 行目まで、同下 7 行目から下 4 行目まで、2 - 5 頁の下 9 行目から下 1 行目まで、2 - 6 頁の下 8 行目から下 4 行目まで、2 - 7 頁の 8 行目、同 9 行目、同 1 5 行目から 2 - 9 頁の下 1 0 行目まで、2 - 1 1 頁の下 1 0 行目から下 8 行目の 7 文字目まで、同下 2 行目から 2 - 1 2 頁の 1 0 行目まで、同 1 6 行目から 2 - 1 3 頁まで、2 - 1 4 頁の 3 行目から 7 行目まで、同 9 行目から下 1 行目まで、2 - 1 5 頁の下 8 行目から 2 - 1 6 頁の 3 行目まで、同 5 行目から 1 6 行目まで、同下 1 0 行目から下 1 行目まで、2 - 1 7 頁の 2 行目から 2 - 1 9 頁まで
第3 検査報告		
21	3 - 5 頁の 1 0 行目から 3 - 6 頁の下 9 行目まで	全部
22	3 - 1 0 頁の < 記入例 > のうち「備考」欄の記録、3 - 1 1 頁から 3 - 1 9 頁まで	3 - 1 0 頁の < 記入例 > のうち「備考」欄の記録

1 番号	2 諮問庁が不開示妥当と判断した部分	3 左のうち開示することが妥当な部分
23	<p>3 - 20 頁から 3 - 74 頁まで (以下の表題を除く。)</p> <p>3 - 20 頁の 1 行目、同 2 行目、 3 - 22 頁の 4 行目、同 5 行目、 3 - 27 頁の 1 行目、同 2 行目、 3 - 31 頁の 1 行目、3 - 43 頁 の 1 行目、同 2 行目、同下 5 行目、 同下 4 行目、3 - 44 頁の下 11 行目、3 - 45 頁の下 9 行目、3 - 47 頁の 1 行目、同 2 行目、3 - 49 頁の 1 行目、3 - 50 頁の 3 行目、同下 8 行目、3 - 53 頁 の 4 行目、3 - 57 頁の 1 行目、 同 7 行目、3 - 58 頁の 4 行目、 3 - 59 頁の 1 行目、3 - 60 頁 の 1 行目、3 - 62 頁の 11 行目、 3 - 63 頁の 1 行目、3 - 65 頁 の 1 行目、同 2 行目、3 - 66 頁 の 9 行目、3 - 67 頁の下 8 行目 (以下の表題の冒頭の番号又は記 号を除き、目次の記録を含む。)</p> <p>3 - 35 頁の 13 行目、同 14 行 目、3 - 37 頁の 5 行目、同 6 行 目、同下 1 行目、3 - 40 頁の下 6 行目、3 - 42 頁の 1 行目</p>	<p>3 - 43 頁の 3 行目から下 6 行目 まで、同下 3 行目、3 - 44 頁の 10 行目から 14 行目まで、3 - 47 頁の 3 行目から 3 - 48 頁の 7 行目まで、同下 4 行目から下 1 行目まで、3 - 49 頁の 2 行目か ら 3 - 50 頁の 2 行目まで、3 - 57 頁の 2 行目から 6 行目まで、 同 8 行目から 3 - 58 頁の 3 行目 まで、同 5 行目から下 1 行目まで、 3 - 62 頁の 12 行目から下 1 行 目まで、3 - 63 頁の 2 行目から 下 1 行目まで、3 - 64 頁、3 - 65 頁の 3 行目から 3 - 66 頁の 8 行目まで、同 10 行目から 3 - 67 頁の下 9 行目まで、同下 7 行 目から 3 - 74 頁まで</p>
24	3 - 75 頁の 2 行目から 3 - 78 頁まで	なし
第 5 文書事務		
25	<p>5 - 12 頁の下 6 行目から 5 - 14 頁まで、5 - 16 頁から 5 - 18 頁まで、5 - 19 頁の 2 行目から 5 - 22 頁まで (5 - 20 頁は、「注意点」に係る記録のみ)</p>	なし
26	5 - 23 頁の 12 行目から 15 行目まで	なし
第 6 様式等		
27	6 - 19 頁(表題の冒頭の番号を除き、目次の記録を含む。)、6 - 25 頁の下 3 行目の対総務課提出文書の名称	なし